

## 中国税務速報

2022年9月15日

### 1. [財政部 国家税務総局公告 2022 年第 25 号] 法律援助補助金に関する税收政策の公告

財政部は、『中華人民共和国法律援助法』の実施徹底を図るため、法律援助補助金に関する税收政策を公告しました。具体的な内容は以下の通りです。

一、『中華人民共和国法律援助法』の規定に従い交付を受けた法律援助補助金に対しては、増値税と個人所得税は免除とする。

二、法律援助機構が受給者に法律援助補助金を交付する場合、受給者は、個人所得税労務報酬所得免税を申告しなければならない。

三、司法行政部門と税務部門は情報共有メカニズムを構築し、各年度の個人所得税総合所得の申告・納付前に、法律援助補助金受給者の税金関連情報を交換する。

四、本公告における法律援助機構とは、『中華人民共和国法律援助法』第 12 条の規定に基づいて設立された法律援助機構を指す。『中華人民共和国法律援助法』第 68 条の規定を参照して法律援助活動を展開している労働組合、婦女連合会等の組織は、本公告の規定に従い、受給者の免税申告を行い、法律援助補助金受給者の関連情報を司法行政部門に報告しなければならない。

五、本公告は 2022 年 1 月 1 日より施行されている。本公告に従い免除される増値税が本公告公布前に既に徴収されたものである場合、徴収された増値税は、将来の納税期間において納付すべき増値税から控除するか、あるいは還付申告をすることができる。納税者が既に販売先に増値税専用発票を発行済である場合、専用発票回収後に免税を申請することができる。また本公告により免除される個人所得税が本公告公布前に既に徴収されたものである場合、源泉徴収者が法に基づき還付申告をするものとする。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n363/c5180817/content.html>

### 2. 国家税務総局 5 件の繰越税額に係る還付金不正詐取案件に係る公告

税務部門は、悪意により繰越税額に係る還付金を不正に詐取した企業について、調査・処分の抑止力強化のため厳重に調査し、法に基づいて直近 3 年間の各項目の税金納付状況を全面的に検査し、脱税が発覚した場合は法に基づいて処分を行った。8 月 1 日、国家税務総局は以下 5 件の調査・処分案件を公告した。

一、北京では、貿易企業が繰越税額不正還付案件で調査・処分を受けた。調査によると、当該企業は売上収入を隠匿して売上税額を減らし、虚偽申告により、還付金 166.16 万元を不正に詐取した。税務調査部門は法に基づいて当該企業を還付金詐取により追徴課税し、『中華人民共和国行政処罰法』、『中華人民共和国税收徴収管理法』の規定（以下「関連規定」と略称する）に基づいて 100% の罰金を科した。同時に、税務調査部門は法に基づき当該企業の直近 3 年間の各税目の納付状況を全面的に検査した結果、46.09 万元の脱税を発見した。税務調査部門は、法に基づき当該企業に追徴課税し、関連規定に基づいて 100% の罰金を科し、更に延滞金を加算徴収している。

二、浙江では、廃棄物回収企業が繰越税額不正還付案件で調査・処分を受けた。調査によると、当該企業は売上収入を隠匿して売上税額を減らし、虚偽申告により、還付金 184.89 万元を不正に詐取した。税務調査部門は法に基づいて当該企業を還付金詐取により追徴課税し、関連規定に基づいて、100% の罰金を科した。同時に、税務調査部門は法に基づき当該企業の直近 3 年間の各税目の納付状況を全面的に検査した結果、41.7 万元の脱税を発見した。税務調査部門は、法に基づき当該企業に追徴課税し、関連規定に基づいて 100% の罰金を科し、更に延滞金を加算徴収している。

三、新疆では、貿易企業が繰越税額不正還付案件で調査・処分を受けた。調査によると、当該企業は売上収入を隠匿して売上税額を減らし、虚偽申告により、還付金 79.52 万元を不正に詐取した。税務調査部門は法に基づいて当該企業を還付金詐取により追徴課税し、関連規定に基づいて 100% の

罰金を科した。同時に、税務調査部門は法に基づき当該企業の直近3年間の各税目の納付状況を全面的に検査した結果、260.9 万元の脱税を発見した。税務調査部門は、法に基づき当該企業に追徴課税し、関連規定に基づいて100%の罰金を科し、更に延滞金を加算徴収している。

四、福建では、小売企業が繰越税額不正還付案件で調査・処分を受けた。調査によると、当該企業は売上収入を隠匿して売上税額を減らし、虚偽申告により、還付金15.56 万元を不正に詐取した。税務調査部門は法に基づいて当該企業を還付金詐取により追徴課税し、関連規定に基づいて100%の罰金を科した。同時に、税務調査部門は法に基づき当該企業の直近3年間の各税目の納付状況を全面的に検査した結果、156.96 万元の脱税を発見した。税務調査部門は、法に基づき当該企業に追徴課税し、関連規定に基づいて、当該企業が立件後に検査に協力し、かつ自発的に追納した税金148.72 万元に対しては50%の罰金と延滞金を科し、自発的に追納していない税金8.24 万元に対しては100%の罰金を科し、更に延滞金を加算徴収している。

五、広西では、自動車販売企業が繰越税額不正還付案件で調査・処分を受けた。調査によると、当該企業は売上収入を隠匿して売上税額を減らし、虚偽申告により、還付金71.08 万元を不正に詐取した。税務調査部門は法に基づいて当該企業を還付金詐取により追徴課税し、関連規定に基づいて100%の罰金を科した。同時に、税務調査部門は法に基づき当該企業の直近3年間の各税目の納付状況を全面的に検査した結果、52.95 万元の脱税を発見した。税務調査部門は、法に基づき当該企業に追徴課税し、関連規定に基づいて100%の罰金を科し、更に延滞金を加算徴収している。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810219/c102025/c5178575/content.html>